

インドネシア法・司法人材育成強化共同研究

国際協力部教官

石田 正 範

第1 はじめに

当部は、インドネシア共和国（以下「インドネシア」という。）における法整備支援活動として、従前から種々の共同研究等を実施し、平成19年ないし平成21年の間には、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）による同国最高裁判所を実施機関とする「インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト」に全面的に協力し、同プロジェクト終了後は同裁判所と共同研究等を実施するなどしてきたところであるが、今般、平成27年12月から、JICAによる新規プロジェクトとして、同裁判所に加え、同国法務人権省法規総局¹（以下「法規総局」という。）及び同省知的財産総局²（以下「知財総局」という。）をも実施機関とする「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）³が開始された。

当省は、本プロジェクトについても全面的に協力し、平成28年2月から検事2名をインドネシアへ長期派遣するなどもしている。

一方、本プロジェクトのインドネシア側実施機関のうち、インドネシア最高裁判所及び知財総局は、長年にわたり当省又は日本の特許庁の支援を受けるなどした経験があり、日本側関係機関との間に一定の人的関係が存するのに対し、法規総局はその経験がなく、当部と法規総局との間の人的関係もほぼ皆無の状況にあったほか、本プロジェクトについては、その開始からまだ間もないこともあり、法規総局を実施機関とする部分の具体的活動内容については、長期派遣中の検事を介するなどして法規総局と協議、検討を継続しているものの、未だ確定しておらず、今後更なる協議、検討を進めていく必要があった。

そこで、本プロジェクトの開始間もない平成28年5月21日ないし29日の間（移動日含む）⁴、法規総局幹部に日本の立法過程、関係機関の位置付け等について基本的な理解を深めてもらい、今後本プロジェクトにおいて取り組むべき課題について認識の共有を図るとともに、本プロジェクトの活動に対する法規総局側の要望を可能な限り具体的に聞き出すほか、当部と法規総局との間の人的関係の構築を図ることなどを目的として、法規総局長をはじめとする法規総局幹部6名⁵を本邦に招へいし、インドネシア法・司法人材育成

¹ 日本における内閣法制局等に相当する組織である。

² 日本における特許庁等に相当する組織である。

³ 平成32年12月までの5年間で予定。本プロジェクトの詳細については、横幕孝介 JICA 長期派遣専門家が執筆した ICD NEWS 第67号（2016年6月）51 ページ「[インドネシア] インドネシア新プロジェクトがスタート～ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト～」を参照されたい。

⁴ 日程は、別添1「インドネシア法・司法人材育成強化共同研究日程表」のとおりである。

⁵ インドネシア側研究員は、別添2「インドネシア法・司法人材育成強化共同研究研究員名簿」のとおりである。

強化共同研究（以下「本共同研究」という。）を実施した。以下、その概要を報告する。

第2 本共同研究の概要

1 インドネシア側研究員による発表

インドネシア側研究員のうち、ウィドド・エカチャーヤナ総局長、プリヤント事務局長、ナスルディン第二法制調整局長及びダハナ・プトラ法制部長から、インドネシアにおける立法手続、法規総局の組織、役割等についてそれぞれ発表を受けた上、各発表者と日本側専門家及び当部教官らとの間で、各発表の内容等に関して質疑応答を実施した。

前記各発表及び質疑を通じて、インドネシアにおける各種法令間の序列、大統領令の位置付け、法規総局の具体的権能、アカデミックペーパー⁶の役割、違憲審査制の内容、法案作成時の省庁間の調整方法等について、日本側の理解を相当程度深めることができ、今後本プロジェクトの具体的活動内容を検討していくに当たって有益な情報を得ることができた。



インドネシア側研究生による発表

2 講義

(1) 「日本の立法過程」

当職から、「日本の立法過程」と題して、日本における法令の体系、中央省庁の組織概要、法律の制定過程、内閣法制局の組織・役割、違憲審査制等について講義を実施した。

(2) 「日本の司法制度の概要」

当部湯川亮教官から、「日本の司法制度の概要」と題して、日本の司法制度の特徴、裁判所の組織・位置付け、刑事裁判手続、弁護士の役割、法曹養成制度等について講義を実施した。

⁶ 法案作成過程で作成される立法事実等が記載された書面。

3 訪問

(1) 大阪高等検察庁

大阪高等検察庁検事長及び同庁次席検事を表敬訪問し、同検事長から同検察庁の組織、業務内容、日本における法務省の役割等について説明を受けた。

(2) 大阪地方検察庁

大阪地方検察庁検事正を表敬訪問し、同検事正から同庁の組織、業務内容、日本における検察庁の役割等について説明を受けた。

(3) 北浜法律事務所

北浜法律事務所を訪問し、同事務所の坂元靖昌弁護士及び下西正孝弁護士から、日本の立法過程における弁護士の役割、日系投資家から見たインドネシア法令の問題点等について説明を受けた。

(4) 大阪地方裁判所

大阪地方裁判所長を表敬訪問したほか、同裁判所で係属中の刑事裁判を傍聴し、同裁判所裁判官から、日本の刑事裁判手続、同裁判所の事件処理状況等について説明を受けた。

4 意見交換

インドネシア側研究員と、島田弦名古屋大学大学院教授、平石努弁護士、藤本治彦大阪地方検察庁堺支部副支部長ら日本側専門家及び当部教官との間で意見交換を行い、その中でウィドド・エカチャーヤナ総局長から、本プロジェクトの活動内容として、インドネシアの法令作成に関する基本法（2011年法律第12号）の改正作業への支援の要請など、いくつかの建設的かつ具体的な提案がなされた。

第3 所感

前記のとおり、本プロジェクトにおける法規総局を実施機関とする部分については、その具体的活動内容が確定しておらず、現地でのワーキンググループ等も未だ開催されていない状況にあったが、本共同研究においては、これまで日本側が明確に把握しきれていなかったインドネシアの立法過程における法規総局の役割等について、一定の理解を得ることができたほか、各講義、訪問を通じて、インドネシア側研究員に日本の立法過程、関係機関の位置付け等について知見を提供することができ、それらは、インドネシアの立法過程、法令の整合性等に関する問題点等について、法規総局側に更なる気づきのきっかけを提供する役割も果たせたものと思料する。

とりわけ、北浜法律事務所における、日系投資家から見たインドネシア法令の問題点についての説明は、インドネシア側研究員から、「これまでに外国人からそのような話を直接言われたことはなく、非常に参考になった。」旨の感想が得られるなど、強いインパクトを与えた模様であった。

また、本共同研究を通じて、当部及び法規総局の関係者間で、一定の信頼関係を築くこともでき、これらは今後本プロジェクトを円滑に進めていく上で有意義であると思われる。

最後に、非常に御多忙の中、本共同研究に御協力いただいた日本側専門家の皆様、訪問先である大阪高等検察庁、大阪地方検察庁、北浜法律事務所及び大阪地方裁判所の関係者の皆様、並びに通訳の呼子紀子氏に対し、この場を借りて改めて深く感謝申し上げたい。



記念集合写真

平成28年度インドネシア法・司法人材育成強化共同研究日程表

[教官:石田教官, 横山教官, 湯川教官, 担当専門官:伊地知統括専門官, 岸田専門官]

| 月日 | 曜日 | 10:00 | 12:30 | 14:00 | 17:00 | |
|----|----|---|------------------------------|---|---|--|
| 5 | 土 | 移動日 | | | | |
| 21 | | | | | | |
| 5 | 日 | 移動日 | | | | |
| 22 | | | | | | |
| 5 | 月 | 10:00～12:00 オリエンテーション 国際協力部教官 横山栄作 国際会議室 | 12:30～13:30 所長主催 意見交換会 | 14:00～15:30 講義「日本の立法過程について」 国際協力部教官 石田正範 国際会議室 | 16:00～16:30大阪地検, 16:30～17:00大阪高検 大阪地検検事正 上野友慈 大阪高検検事長 伊丹俊彦 次席検事 北川健太郎 表敬 | |
| 23 | | | | | | |
| 5 | 火 | 10:00～12:30 インドネシア側発表(インドネシアにおける立法手続と現下の課題) ウイッド法規総局長 名古屋大学大学院教授 島田弦 弁護士 平石努 国際会議室 JICA本部 | | 14:00～17:00 意見交換(インドネシアにおける立法手続と現下の課題, プロジェクト活動プランの策定に向けて) 名古屋大学大学院教授 島田弦 大阪地検検事支部副支部長 藤本治彦 弁護士平石努 国際会議室 JICA本部 | | |
| 24 | | | | | | |
| 5 | 水 | 10:00～12:30 意見交換(プロジェクト活動プランの策定に向けて) 名古屋大学大学院教授 島田弦 国際会議室 | | 13:30～16:30 意見交換(プロジェクト活動プランの策定に向けて) | | |
| 25 | | | | | | |
| 5 | 木 | 10:00～12:30 弁護士事務所訪問 北浜法律事務所 | | 14:00～17:00 講義「日本の司法制度の概要」 国際協力部教官 湯川亮 国際会議室 | | |
| 26 | | | | | | |
| 5 | 金 | 10:00～12:00 大阪地方裁判所訪問 大阪地方裁判所 | | 13:15～16:15 総括質疑 (全体を通じての質疑応答等) 弁護士 平石努 国際会議室 | | |
| 27 | | | | | | |
| 5 | 土 | 資料整理 | | | | |
| 28 | | | | | | |
| 5 | 日 | 移動日 | | | | |
| 29 | | | | | | |

インドネシア法・司法人材育成強化共同研究

| | |
|---|------------------------|
| 1 | ウイドド・エカチャーヤナ |
| | Mr. Widodo Ekatjahjana |
| | 法務人権省法規総局長 |
| 2 | プリヤント |
| | Mr. Priyanto |
| | 法務人権省法規総局事務局長 |
| 3 | ダハナ・プトラ |
| | Mr. Dhahana Putra |
| | 法務人権省法規総局法制部長 |
| 4 | ラディタ・アジ |
| | Mr. Radita Ajie |
| | 法務人権省法規総局事務局協力課長 |
| 5 | ナスルディン |
| | Mr. Nasrudin |
| | 法務人権省法規総局第二法規調整局長 |
| 6 | トゥリ・ワユニンシ |
| | Ms. Tri Wahyuningsih |
| | 法務人権省法規総局事務局広報協力課長 |

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 石田正範 (ISHIDA Masanori) 湯川亮 (YUKAWA Ryo)

国際協力専門官 / Administrative Staff 岸田俊輔 (KISHIDA Shunsuke) 井倉美那子 (INOKURA Minako)